

江差診療所の感染症対応について

江差診療所は、感染症法第 38 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けた第二種協定指定医療機関です。

受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんの受入れをおこなっています。

また、受入れを行うために必要な感染防止対策として、発熱患者やその他の感染症の患者さんは一般外来とは別に動線を分ける対応を行っています。

2024/7/1

江差診療所 所長